

会議録・平成26年3月20日第4回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 平成26年3月3日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 3月20日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	奥山幸洋	2番	江京子
3番	松本忍	5番	綿民和子
6番	上田清	7番	田邊ひとみ
8番	辻井成人	9番	乾健郎
10番	伊豆千夜子	11番	阪井勇男
13番	土屋吉昭	14番	間宮一彦
15番	北岡泰		

1. 欠席議員

12番 田辺泰宏

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松井 友吾 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉子育て課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農工商課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	潮谷 剛	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育委員会教育課長	西田 一成	文化財保存活用監	中野 敦夫

人権啓発推進監 中瀬 行久 土地利用調整監 松本 雅之
施設整備推進監 世古口 哲哉 監 査 委 員 児島 吉男

1. 会議録署名議員

5 番 綿 民 和 子 6 番 上 田 清

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一括上程した議案

議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算

議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算

議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算

議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算

日程第3 議案第36号 平成25年度 こ建－2 森林整備加速化・林業

再生基盤事業（木造公共施設等整備）明和町こ
ども園整備工事請負契約の変更

日程第4 議案第37号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業
東護岸工事請負契約の変更

日程第5 議案第38号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する
条例

日程第6 常任委員会の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）町単
事業

日程第7 請願第1号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に關す
る請願（総務産業常任委員会）

日程第8 請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継
続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3
以上に限定せず従来通りとすること』『利用者
負担増の中止』を求める意見書」採択を求める
請願書（教育厚生常任委員会）

日程第9 連合審査会の閉会中の所管事務調査の件
（総務産業常任委員会）視察研修
（教育厚生常任委員会）視察研修

日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務産業常任委員会）単独事業

日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）

開会の告示

(午前 9時 00分)

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回明和町議会定例会第11日目の会議を開会いたします。

なお、田辺泰宏議員から所用のため本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告をいたします。また、水門教育委員長から所用のため本日の会議を欠席する旨、連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名

○議長（北岡 泰） 日程第1 会議録署名議員の指名については、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

5番 綿 民 和 子 議員

6番 上 田 清 議員

の兩名を指名いたします。

◎議案第30号から第43号の委員長報告～採決

○議長（北岡 泰） 日程第2 一括上程した議案について、

議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算

議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算

議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算

議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算

を議題とします。

この件は、会期中の予算特別委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めたいと思います。

予算特別委員長 江京子議員、登壇願います。

（ 2 番 江 京子議員 登壇 ）

○予算特別委員長（江 京子） おはようございます。

ただいまより、予算特別委員会審査報告をさせていただきます。

平成26年3月20日

明和町議会議長 北岡 泰様

予算特別委員会委員長 江 京子

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託されました、町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例ほか3件の条例の一部改正、平成26年度明和町一般会計予算ほか7件の特別会計予算と、水道事業会計予算の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1. 付託年月日 平成26年3月10日

2. 審査年月日 平成26年3月13日・14日・17日

3. 委員会出席者

委員13名 議長

説明のための出席者 町長、副町長、教育長、各課長・監及び係長

4. 付託案件

議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算

- 議案第28号 平成26年度明和町齋宮跡保存事業特別会計予算
議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算
議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算
議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算
議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算
議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算

5. 審査の概要

付託された会計予算の内容は「予算に関する説明書」「当初予算主要事項説明書」などの資料を参考に3月13日に詳細説明を受けた後に、審査を進めることにいたしました。

次に、質疑は3月14日及び17日に行いました。その内容につきましては、予算特別委員会では全議員が出席され、また会議録が作成されていますことから、報告を省略させていただきます。

6. 討論

討論される方はありませんでした。

7. 採決

- 議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は、

[全員賛成で原案可決]

- 議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例は、

[全員賛成で原案可決]

- 議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、

[多数賛成で原案可決]

議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、

[多数賛成で原案可決]

議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、

[多数賛成で原案可決]

議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算は、

[全員賛成で原案可決]

議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算は、

[全員賛成で原案可決]

議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算は、

[多数賛成で原案可決]

以上で、予算特別委員会に付託をされました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し補足説明される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 補足説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質 疑

○議長(北岡 泰) 質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長(北岡 泰) これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方は、ございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番(田邊 ひとみ) ただいま一括上程されました、議案のうち、議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算、議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第31号 平成26年度明和

町農業集落排水事業特別会計予算、議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算について反対の立場で討論を行います。

最初に申し上げますことは、明和町の新年度予算に多大な影響をもたらす政府の新年度予算の問題です。政府の予算案の最大の問題は、国民に消費税、増税を押しつけていることです。そもそも消費税は低所得者ほど負担が重いという欠点を持った経済的弱者に対して、生活を脅かす不公平税制だと考えます。円安などにより、大企業の利益が急増し、ベースアップの春と報道等と言われておりますが、まだまだ中小企業で働く人や自営業者のもとにまで、その効果は届いていません。

自治通信が行った3月の世論調査でも、2012年12月の安倍内閣発足後、景気回復を感じるかどうか、聞いたところ、実感しないが75.3%で、実感するの19.2%を大きく上回っています。国民の暮らしは依然として苦しいままです。消費税増税、社会保障の改悪などの負担増は、ますます国民の暮らしを厳しいものにしてゆき、雇用の7割を支える中小零細業者の経営が破壊されます。消費税増税は行うべきではありません。

よって、まず議案第24号、25号、26号の農業集落排水、公共下水道、水道事業の各条例改正及び議案第31号、32号、35号の農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の各予算、これに関しまして消費税増税を基調とした議案ですので、反対をします。

続きまして、議案第27号 一般会計予算について述べます。先にも申し上げましたが、消費税増税に対して、その影響額は1億1,500万円を超えるものとなり、これは本会計だけでなく、すべての会計で影響がございます。

また、消費税増税による経済的弱者に対して、負担を減らすための方策を盛り込むべきと考えます。

また、消費税と同様、国の施策ではありますが、今予算案には復興税やマ

イナンバー制度導入に向けてのメニューがあります。復興特別法人税の前倒しの廃止がされる中、国民にだけ復興税が残ることは反対です。マイナンバー制度導入に対しても、国民総監視国家になる危険性や個人情報流失のリスクの大きさなどを考えると、到底賛成できるものでありません。

明和町だけの施策として考えますと、厳しい経済状況の中、限られた財源でさまざまな事業に対し、精力的な取り組みがされていますこと、そして、住民福祉のためにさまざまな視点で取り組んでいく姿勢、子育て支援に対する取り組みなど、国の動向が大きく変化していく中で、公が民の手本となるようにと、町長が述べられましたように、公的責任を追求していこうとする姿勢に対しまして高く評価をいたします。その決意を末永く継続していけますようにと申し上げます。

それにプラスしまして、今後、事業が進められますさまざまな教育施設や公共施設の建設、また防災対策等に関して、住民の皆様も大きな注目を持って見守っております。住民の声が届く事業展開であることを強く求めます。

また、地域産業の発展、地元で小さく営業を続ける商工業者やこれから事業を始めようとする人たちへの支援、また、町内で生活をしている皆さんが、地元で安心して生活するための支援など、不便を感じないまちづくりに対する具体的な形を考えていくことを求めます。

また、町職員、臨時職員の職場での環境や、待遇などの改善を進め、働く人の権利と地位を守り、民間への手本となるような行政となることを求めます。

後期高齢者医療特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出に関しては、各会計で述べます。

続きまして、議案第29号 国民健康保険特別会計について述べます。国保税も消費税と同様、所得の低い世帯にとって非常に負担が大きいものと考えます。払える国保税とするための独自の施策に取り組むべきです。広域化に

関しましては、財政強化のための県広域化であるということですが、これは根本的に国の財政出動を大きくしないと解決しない問題であり、広域化によるさまざまな問題点に対して明確な答えが出ていない現時点では、広域化に対して反対をします。命と暮らしを守る大切な制度であることを忘れてはいけません。

議案第30号 住宅新築資金等貸付事業特別会計について、昨年と同様、事業の終結に向けて、早急な対応を求めます。

議案第34号 後期高齢者医療特別会計について、もともと、年齢で医療保険を分けるという差別的な制度に対し、速やかな廃止を求め続けているものです。その上、今回、値上げが考えられております。医療費が増加すれば、そのまま保険料に跳ね返る仕組みだから、これからも値上げが続くことになります。この後期高齢者医療制度は年齢で医療保険を分けるという差別的な扱いが問題だけではなく、都道府県単位で議会をつくり、そこで議論するため、私たち住民の目から遠いものになり、知らない間に値上げが決まっていきます。

国民健康保険制度が広域化という名で、都道府県単位にする動きが強まっておりますけれども、行き着く先は、この後期高齢者医療制度を見ればよくわかるということを、ここで述べさせていただきます。

以上をもちまして、討論とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方は、ございませんか。

5番 綿民和子議員。

○5番（綿民 和子） 私は、議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ほか、2つの条例改正、議案第27号 平成26年度明和町一般会計予算のほか、5つの特別会計予算及び水道事業会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

平成26年度明和町一般会計並びに各特別会計の予算については、町民の生活に密着した重要な予算であり、特に防災、福祉、教育の諸施策は住民

ニーズに応えた適正な予算であると考えます。

また社会保障制度の充実のための財源として、消費税の増税は必要な財源であると考えます。従って賛成いたします。今後も第5次総合計画の基本理念である人と地域の活力の創造をめざし、地域の活力を高める絆を育みながら、住民等と行政の協働による本町の特性の生かした、独創的な活力のあるまちづくりができるよう、なお一層の取り組みを望むところです。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第22号の採決

○議長（北岡 泰） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第22号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第22号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第23号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第24号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第24号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号の採決

○議長（北岡 泰）　続きまして、議案第25号　明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第25号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰）　ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号の採決

○議長（北岡 泰）　続きまして、議案第26号　明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第26号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰）　ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号の採決

○議長（北岡 泰）　続きまして、議案第27号　平成26年度明和町一般会計

予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第27号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第28号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第28号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第29号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第29号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第30号 平成26年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第30号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第31号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第31号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第31号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第32号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第32号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第32号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第33号 平成26年度明和町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第33号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立

願います。

(全 員 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第34号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第34号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第34号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第35号 平成26年度明和町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第35号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程した各議案の採決を終わります。

◎議案第36号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第3 議案第36号 平成25年度 こ建一2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約の変更を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま上程されました、議案第36号 平成25年度こ県一2 森林整備加速化・林業再生基金事業（木造公共施設等整備）明和町こども園整備工事請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、先般3月10日の議案第1号でお認めいただいた契約の締結について、消費税法の改正に伴い契約額等に変更の必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育課施設整備推進監。

○教育課施設整備推進監（世古口哲哉） 失礼いたします。

議案第36号の明和町子ども園整備工事の請負契約変更について、ご説明いたします。

追加議案書の2ページをご覧ください。こちらの契約額の変更につきましては、先ほど縷々ありましたけども、4月からの消費税の3%アップに伴うものであります。

契約金額変更前6億2,328万円を6億4,108万8,000円に変更するものです。消費税のアップ分、変更前と変更後の差額につきましては、1,780万8,000円ということをお願いしたいと思います。

それから、工期の部分なんですけども、こちらにつきましては、契約時点が予算の繰越明許の承認前でありましたので、3月10日に繰越明許の承認をいただいたことから、今回、平成26年3月31日までの工期から、平成26年12月26日までの工期に変更するものでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第36号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第36号 平成25年度 こ県一2 森林整備加速化・林業再生基金事業(木造公共施設等整備)明和町こども園整備工事請負契約の変更を採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第4 議案第37号 平成25年度 地域水産物供給基盤機能保全事業東護岸工事請負契約の変更を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第37号 平成25年度地域水産物供給基盤機能保全事業 東護岸工事請負契約の変更につきまして、その提案理由を申し上げます。

本件は、先般3月10日の議案第2号でお認めいただいた契約の締結につい

て、消費税法の改正に伴い契約額等に変更の必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） おはようございます。失礼いたします。

追加議案書の4ページの方をご参照していただきたいと思っております。

平成25年度地域水産物供給基盤機能保全事業 東護岸工事請負契約の変更の事業でございます。

先ほど認定子ども園の関連と同様でございまして、契約金額につきましては、消費税の増税に伴いまして、変更前6,363万円を、変更後6,544万8,000円ということに変更をお願いさせていただきたいと考えております。

それから、契約工期でございますが、繰越承認を認めていただきましたことにより、変更前3月25日を標準工期並びに材料の手配、潮待ち等を鑑みさせていただきます。9月30日の工期とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第37号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第37号 平成25年度地域水産物供給基盤機能保全事業 東護岸工事請負契約の変更を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第5 議案第38号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長(北岡 泰) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第38号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を申し上げます。

本件は、消費税法の改正による消費税率の引き上げに伴い、所用の改正を

しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第38号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明をいたします。

議会資料の新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

これは消費税法の改正により、消費税率が8%に引き上げられることによる改正でございます。占用料の額、第2条2項で改正前、100分の105を、改正後100分の108に改正をするものでございます。下線の部分でございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第38号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第38号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎総務産業常任委員会の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第6 総務産業常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

江京子委員長、登壇願います。

(2 番 江 京 子 議 員 登 壇)

○総務産業常任委員長（江 京子） よろしくお願ひします。

平成26年3月20日

明和町議会議長 北岡 泰様

総務産業常任委員会委員長 江京子

所管事務調査報告書

平成26年第1回定例会3月10日の本会議において付託されました下記調査について、その調査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1. 調査事件

町単事業について

2. 委員会開催日 平成26年3月18日

3. 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、関係の課長・係長

4. 調査の概要 3月18日に開催された委員会では、自治会要望の早期に応えるために、去る2月10日に協議会を開催し、施工箇所の実地調査を実施していただき、早期採択予定箇所案について、調査を行いました。

農水商工課が所管するのは、町単農道舗装事業であり、また、町整備課が所管するのは舗装改良環境整備事業であります。採択案は、農水商工課は各自治会要望の中から緊急性、評価点を考慮し作成。まち整備課は、自治会要望の中から、採択基準評価点方式による点数の高い順序から作成されております。

協議会では、農水商工課及びまち整備課から採択案の概要について説明を受けました。それによりますと、町単農道舗装事業の早期採択案は、継続1箇所を含む4箇所を予定しています。町道舗装事業の早期採択案は、継続1箇所を含む3箇所を予定しています。町道改良事業の早期採択案は、継続6箇所を含む16箇所を予定しています。環境整備事業の早期採択案は、継続1箇所を予定しています。

採択案について、それぞれ所管事業ごとに審査を行いました。

2月10日の協議会では、委員から

- ①公益性が薄い道路を採択しているのは。
- ②その他道路の考え方は。
- ③1自治会の採択件数はどの質疑があり、これに対し執行部からは、
 - ①評価点により採択している。
 - ②生活関連道路であり、自治会要望が出ている。今回は採択しない。
 - ③1自治会の採択は1件が基本との答弁がありました。

3月18日の委員会では質疑はありませんでした。

5. 審査の結果 農水商工課所管事業、町単農道舗装事業新規3箇所、継続1箇所。まち整備課所管事業、町道舗装事業、新規2箇所、継続1箇所、町道改良事業、新規10箇所、継続6箇所、環境整備事業、継続1箇所の採択

案と早期着工をそれぞれ全員賛成で認めることを決定しました。

特に生活基盤整備のため町単独自事業の予算の確保を強く要望したことを、付言いたしまして、総務産業常任委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 江京子委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方はないので、これから質疑を行います。

質 疑

○議長（北岡 泰） 質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第6 総務産業常任委員会の所管事務調査の件を終わります。

◎請願第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第7 請願第1号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願を議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、総務産業常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただいまから総務産業常任委員長の報告を求めます。

江京子委員長、登壇願います。

（2番 江 京子 議員 登壇）

○総務産業常任委員長（江 京子） よろしくお願ひします。

平成26年3月20日

明和町議会議長 北岡 泰様

総務産業常任委員会委員長 江京子

請願審査報告書

平成26年第1回定例会3月10日の本会議において付託された下記請願につきまして、その審査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1. 付託された請願名

請願第1号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願

2. 総務産業常任委員会開催日 平成26年3月18日

3. 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、関係の課長

4. 審査の概要 3月18日の委員会では、事務局より請願書の朗読を行った後、紹介議員の請願の趣旨について説明を求めました。

紹介議員によりますと、請願第1号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願について、特定秘密保護法自体、本当に必要なものなのか。公務員の情報漏洩については、国家公務員法など秘密保護の刑罰法規、自衛隊法、刑事特別法など、刑罰法規が存在することから、これ以上秘密の漏洩を防止する法律を制定すべきなのかという問題です。

そして、特定秘密保護法は、国民の知る権利を著しく侵害し、政府の暴走を防ぐためにつくられた主な仕組み、裁判所の独立、法の支配、立法府による監視、メディアの自由、開かれた政府の機能を大幅に損ねてしまう恐れがあります。

このような国民の権利に関わる重大な法律の制定でありながら、その根拠の議論が国民にわかるよう十分に行われている状況もないままに、そして、保護法案そのものも知らないという国民が多数存在している中、早急に制定することばかりを急ぐかのように、強行採決に及んだことは、大きな問題だ

と思います。

この法律に対して、本当に多くの団体や研究者、弁護士会、芸能や芸術、宗教団体など数えきれないほどの人から、反対の内容の声明が出されています。国民の知る権利と安全保障については、十分な国民的議論が求められています。そのような議論もせず、国の構造を変えてしまう重要な法律を、安易に可決させたことは、大きな問題ですので、この秘密保護法はいったん廃止し、今一度しっかりと議論を尽くすべきだと考えます。

よって、どうか請願書の趣旨等を十分理解の上、これを採択され、意見書の提出を何卒お願いしたいとのことでありました。

説明に対し委員から、「法律は既に成立され進められているもの。採決しては。」などの意見が出ました。

続いて、討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立した委員はありませんでした。

よって、請願第1号「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願は不採択とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 江京子委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方はないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

〇7番（田邊 ひとみ） 請願第1号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願、委員長報告の不採択に対しまして、本請願に対し賛成の立場で討論を行います。

特定秘密保護法は、大臣などが勝手に秘密を指定できます。そして、何が秘密かも秘密にされます。内閣総理大臣がその秘密指定が妥当であるかどうか判断をするということですが、同じ行政府がチェックを行うということは、それは、第三者機関ではなく、身内が身内をチェックするという常識では考えられないようなことになってしまいます。

政府が秘密指定したものが妥当かどうか、判断をするのは主権者である私たち国民であり、そのことこそ人の命を守る道だと思います。そのためにも、国民の知る権利や報道の自由、表現の自由は守られるべきです。大勢の人が死ぬ戦争、これは真実を覆い隠すことから始まりました。二度と悲しい戦争を起してはならない、そのことをこの日本に暮らす私たちは、心に誓って生きてきたはずです。

特定秘密保護法の施行は、制定から1年以内ということですが、まだまだ時間はあります。憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の原則を踏みにじるようなこの法律は違憲立法です。いったん成立した法律でも、廃止をすることは可能です。法務省のデータベースによりますと、昨年1年間でも数件の法律が廃止となっております。廃止の手続き上では可能です。

国民の声によって、良い法律は残り、悪い法律は消えていきます。法の成立後も反対の声が国民の中で沸き上がっています。弁護士や各会著名人からも今も声高らかにこの法の廃止を訴えております。

今、国では憲法改正や解釈改憲、その他戦争につながる動きや、国民の命や生活やさまざまな自由を束縛するような動きがたくさん出ております。命や自由は私たち一人ひとりのものであり、それは国によって侵害されるもの

ではありません。

先日、参列させていただいた小学校の卒業式で、卒業生が谷川俊太郎の詩、生きるを交互に元気な声で暗唱しました。すてきな演出です。生きるの一節にこんな一文があります。生きているということ、今生きているということ、それは託された悪を注意深く拒むこと。ごくごく当たり前の生きるということの形を子どもたちの声に、改めて教えられた思いです。

特定秘密保護法反対の多くの人々の声をしっかりと受けとめ、国に意見書を提出することが、地方議会に在席する私たちの責務だと考えます。

以上のことを述べまして、本請願は採択にし、本請願採択に対し皆さんの賛同をお願いしたいと思います。そして、このことを賛成討論とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、請願第1号「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願の採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択でした。

採決は委員長報告に対してではなく、請願第1号について採決をお願いします。

請願第1号「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書に関する請願を採択することに賛成の方は、起立願います。

（少数起立）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立少数です。

従って、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎請願第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第8 請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会にお諮りし、教育厚生常任委員会でご審議をいただいておりますので、ただいまから教育厚生常任委員長の報告を求めます。

綿民和子委員長、登壇願います。

（5番 綿民 和子 議員 登壇）

○教育厚生常任委員長（綿民 和子）

平成26年3月20日

明和町議会議長 北岡 泰様

教育厚生常任委員会委員長 綿民和子

請願審査報告書

平成26年第1回定例会3月10日の本会議において付託されました下記請願につきまして、その審査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1. 付託された請願名

請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書

2. 教育厚生常任委員会開催日 平成26年 3月12日

3. 委員会出席者 委員7名、町長、副町長、教育長、関係の課長・係長

4. 審査の概要 3月12日の委員会では、事務局より請願書の朗読を行った後、紹介議員に請願の趣旨について説明を求めました。

紹介議員によりますと、請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書について、介護保険は高齢者社会になくてはならない共同、全体の制度として広く認識されていて、独居や高齢者世帯など家庭介護に頼れない世帯が急増している今、その役割がますます大きくなっています。

その中で、社会保障制度を持続可能な制度の名の下に、介護の自己責任化が進められていることに危機感を持っています。介護の家族負担を減らし、社会で支える仕組みとしてつくられたのが介護保険制度で、要支援者を介護保険から外すことは、再び家族に重い介護負担を求めるものとなってしまいます。

要支援の認定を受けている方は決して軽度ではないという現実もあります。要支援の認定を受けている方々は、生活全般に社会の支援が必要です。また、要支援者の報酬が引き下げられると、事業者側のサービス提供の自粛がおきたり、事業所の経営を圧迫して、最悪の場合、地域から使えるサービスが減ってしまう可能性もあります。

国は介護保険財政に対する負担割引を引き上げ、いつでも、誰でも必要な介護が補償される介護保険制度にする責任があります。さまざまな事情があって、特別擁護老人ホームを利用される、今の介護事情をしっかりと見据えて、充実させていくことこそが一番大切なことではないでしょうか。

次に、社会保障の財源に関してですが、これは国が補償し責任を持つことが当たり前だと考えます。社会保障の充実と国民の所得を増やす経済の民主的改革を一体に進め、社会保障が充実すれば、将来不安がなくなり、個人消

費が増え、経済が活性化します。国民の所得を増やす経済改革が進めば、税収が増え社会保障充実の財源も増えます。

今、日本がやるべきことは、雇用の安定です。人間らしく働けるルールをつくることや、雇用の7割を支える中小企業の経営を安定させること、正規雇用を原則とし、非正規の不当な差別格差をなくしたり、さまざまな対策をとるべきです。

財源面で、国がどこにどのようにお金を使うか、少し考えるべきで、社会保障の財源が確保することができます。よって、どうか請願書の趣旨等を十分理解の上、これを採択されて意見書の提出を何卒お願いしたいとのことでありました。

説明に対し、委員から、

①「介護保険制度の目的は、介護を社会全体で支えるということではあるが、施設入所ばかり頼っている。今回の国の考え方は、本当に施設を利用すべき人が利用するというものでは。」

②「採択した場合、町に与える財政面などの影響を心配する。」などの意見が出ました。

続いて、討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立した委員はありませんでした。

よって、請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 綿民和子委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） 請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書、委員長報告の不採択に対し、本請願に対し、賛成の立場で討論を行います。

社会保障、税の一体改革の一環として、介護保険見直しを検討してきた厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度見直しに関する意見をまとめました。その内容は、介護保険制度の掲げた介護の社会化を縮小させ、利用者、ご家族、介護事業所、労働者、自治体に大きな負担を背負わすものです。

要支援者の保険給付を廃止し、地域支援事業に丸投げしてしまうことは、要支援者への適切な介護ができなくなる可能性が懸念されます。市町村格差が生じるのではないかと心配の声が、多くの関係者から指摘されております。また、事業所の経営にも大きな影響を及ぼし、地域の介護力が低下してしまうかもしれません。

また、特別擁護老人ホーム入所者を、要介護3以上で限定することは、入所を待っている人の切実な願いを奪うばかりか、その家族側にも計り知れない負担を負わせることとなります。また、介護度の恣意的な線引きは、他の

介護サービスでも次々と給付の抑制につながりかねない重大な意味を持っており、多くの高齢者が介護難民になってしまう危険があります。

要介護高齢者は利用料以外にも、さまざまな金銭的負担がかかっており、今でも介護貧乏、介護破産という事態が現れております。必要なサービスを削らざるをえない人が生まれることにより、新たな経済的介護難民を生み出すことになるような利用者負担増については行わないようにし、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保するべきと考えます。

以上のことを述べまして、本請願は採択されるべきと考えますので、皆さんの賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書の採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択でした。

採決は委員長報告に対してではなく、請願第2号について採決をお願いします。

請願第2号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別擁護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める請願書を採択することに賛成の方は、起立願います。

（少数起立）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立少数です。

従って、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎連合審査会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第9 連合審査会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員長並びに教育厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、連合審査会の閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（北岡 泰） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成26年第1回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

最後に、町長ご挨拶をお願いします。

○町長（中井 幸充） 平成26年第1回明和町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る3月10日から本日まで、11日間、予算特別委員会を含め、平成26年度の予算はじめ特別会計他の案件につきまして、すべてお認めをいただきまして、誠にありがとうございます。

特に、平成26年度防災対策、先日も三重県の方から、過去最大を想定して理論上最大というようなことの中で、二つの被害想定のお考え方が出されました。後ほどちょっと時間をいただいて、概略を説明させていただきたいと思いますが、それらを受けて我々、今から町の防災計画を改めて見直す中で、ハード面、ソフト面の対策を改めて構築をしていかなければならない、そのように思っております。

また、入札が流れておりました国史跡斎宮跡東部の整備につきましても、県の方で、ようやく業者を決めていただきました。平成27年の秋の開設に向けて、我々としましては歴町の方を利用しながら、その周辺整備もまた同時にしていかなければならない重要な、この平成26年というふうにお考えしております。

大淀小学校、中学校の改築の問題もごさいます。残された期間ですが、職員ともども議員の皆様方のご支援とご協力を賜わりながら、精一杯努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げ、定例会にあたってのお礼の言葉に代えたいと思います。本当にどうもありがとうございました。今後ともまたご支援よろしくお願いたします。

（午前 10時 07分）